

## 新たに噴火警戒レベルを導入する火山について

噴火警戒レベルは、火山活動の状況について、噴火時等にとるべき防災対応を踏まえて5段階に区分されたもので、それぞれのレベルに「避難」、「避難準備」、「入山規制」等の防災機関等の行動がキーワードとして示されています（別紙）。

噴火警戒レベルの導入にあたっては、噴火警戒レベルの活用が地域防災計画等に定められることが条件となります。

現在、御嶽山及び三宅島の2火山について、噴火警戒レベルの導入に向け、地元関係機関と事務手続き等の最終調整を進めているところです（導入時期は3月31日を目途）。これらの火山に噴火警戒レベルが導入されると、噴火警戒レベルの導入火山は現在の16火山（ ）から18火山となります。

具体的な導入日時等については、最終的な調整が済み次第、あらためて3月下旬にお知らせします。

噴火警戒レベルは、今後も、地元自治体等と噴火警戒レベルを活用した火山防災対策の検討を進め、所要の準備の整った火山から順次導入していく予定です。

### 現在の噴火警戒レベル導入火山（平成19年12月1日に導入）

樽前山、北海道駒ヶ岳、岩手山、吾妻山、草津白根山、浅間山、富士山、伊豆大島、九重山、阿蘇山、雲仙岳、霧島山（御鉢、新燃岳）、桜島、薩摩硫黄島、口永良部島、諏訪之瀬島